

頁	箇所	(誤)	(正)																																																				
P7	図表 1・1 23 行目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">国内債</td> <td rowspan="2">民間債</td> <td>金融債</td> </tr> <tr> <td>円建外債</td> </tr> </table>	国内債	民間債	金融債	円建外債	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">国内債</td> <td>民間債</td> <td>金融債</td> </tr> <tr> <td colspan="2">円建外債</td> </tr> </table>	国内債	民間債	金融債	円建外債																																												
国内債	民間債	金融債																																																					
		円建外債																																																					
国内債	民間債	金融債																																																					
	円建外債																																																						
P16	16 行目	各社債の金額が 1 億円以下の場合	各社債の金額が 1 億円以上の場合																																																				
P46	18 行目	みなし有価証券	<削除し、25 行目と 26 行目の間に挿入>																																																				
P51	8 行目	※1 条の 5 の 2	※令 1 条の 5 の 2																																																				
P232	1 行目	本章第 3 節 2(6)Ba	本節 3(1)Ba																																																				
P281	図表 3-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="5">社債</th> <th rowspan="2">775</th> </tr> <tr> <th>公募債</th> <th>うち、 電力債</th> <th>うち、 一般事業債</th> <th>うち、 NTT債</th> <th>うち、 転換社債型新株予約 権付社債</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>101,308</td> <td>101,308</td> <td>10,050</td> <td>90,483</td> <td></td> <td>775</td> </tr> </tbody> </table>	年度	社債					775	公募債	うち、 電力債	うち、 一般事業債	うち、 NTT債	うち、 転換社債型新株予約 権付社債	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	2010	101,308	101,308	10,050	90,483		775	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="5">社債</th> <th rowspan="2">775</th> </tr> <tr> <th>公募債</th> <th>うち、 電力債</th> <th>うち、 一般事業債</th> <th>うち、 NTT債</th> <th>うち、 転換社債型新株予約 権付社債</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>101,308</td> <td>10,050</td> <td>90,483</td> <td>-</td> <td></td> <td>775</td> </tr> </tbody> </table>	年度	社債					775	公募債	うち、 電力債	うち、 一般事業債	うち、 NTT債	うち、 転換社債型新株予約 権付社債	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	2010	101,308	10,050	90,483	-		775
年度	社債					775																																																	
	公募債	うち、 電力債	うち、 一般事業債	うち、 NTT債	うち、 転換社債型新株予約 権付社債																																																		
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮																																																	
2010	101,308	101,308	10,050	90,483		775																																																	
年度	社債					775																																																	
	公募債	うち、 電力債	うち、 一般事業債	うち、 NTT債	うち、 転換社債型新株予約 権付社債																																																		
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮																																																	
2010	101,308	10,050	90,483	-		775																																																	
P289	9 行目	同法では特定社債の定義を会社の定義に倣い、	同法では特定社債の定義を会社法における社債の定義に倣い、																																																				
P307	13 行目	担保権を発行	担保権を設定																																																				
P309	24 行目	金商法 2 条 8 項 34 号・35 号・36 号	金商法 2 条 34 項・35 項・36 項																																																				
P340	7~8 行目	その 3 カ月前に、	その前 3 カ月以内に、																																																				
P347	12 行目	(担信法 40 条)	<削除>																																																				
P347	18 行目	担保の譲渡に関する規定	担保の変更に関する規定																																																				
P373	3 行目	1Bb および C	1Bb および c																																																				

上記に加え、第 1 章第 2 節中の「一項有価証券」および「第 1 項有価証券」は「第一項有価証券」に、「二項有価証券」および「第 2 項有価証券」は「第二項有価証券」に、「法 2 条 2 項各号に掲げる権利（有価証券表示権利を除く）」は「法 2 条 2 項各号に掲げる権利」とする。